

幼保連携型認定こども園等の認可について

1 概要

次の園について、関係法令等に基づき、市長が認可を行うに当たって、当分科会の意見を伺うもの。

施設名称	認定こども園 平第一幼稚園
認可・開園予定日	令和4年4月1日
施設類型	幼保連携型認定こども園
認可(利用)定員	合計 216名 1号：120名 2・3号：96名
法人名	学校法人 志賀学園
代表者職・氏名	理事長 志賀 達生
施設所在地	いわき市平山崎字熊ノ宮 53-1
現施設類型	幼稚園（旧制度）
認可基準(市条例等)	適：(P 3 参照)
他運営施設	久之浜こども園（幼保連携型認定こども園）、 松の実こども園（幼保連携型認定こども園） 他

施設位置図

○認定こども園 平第一幼稚園（いわき市平山崎字熊ノ宮 53-1）





【認定こども園 平第一幼稚園 図面】



2 主な基準と確認内容及び基準適合の適否

● 主な基準と確認内容及び基準適合の適否

※ 認定こども園法、市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例等に基づくもの

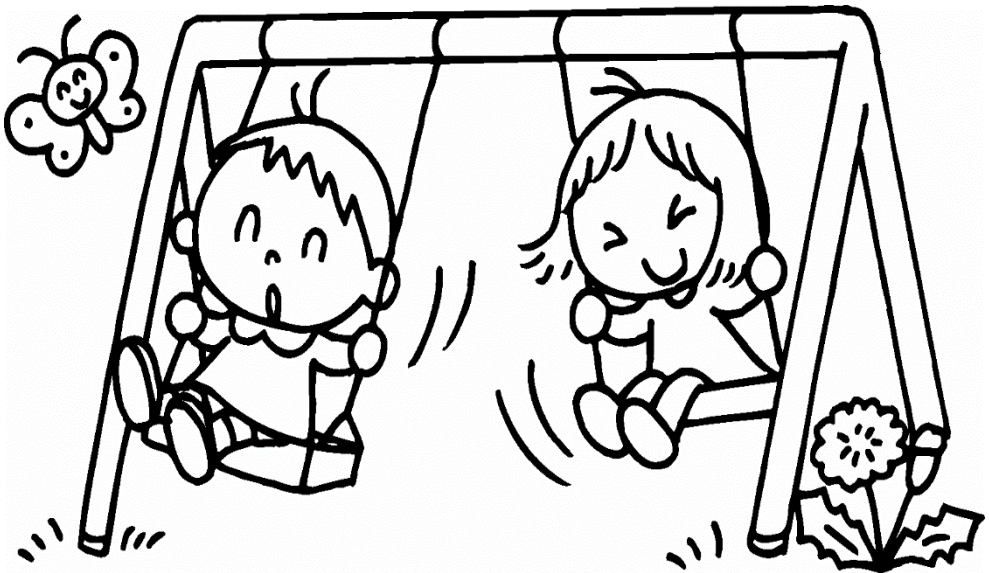
条項	基準（条文抜粋（一部省略等あり））	確認内容	適否																																					
法第12条	（設置者） 幼保連携型認定こども園は、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができる。	・法人登記簿本により、学校法人格を確認。	適																																					
法第14条	（職員） 幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならない。	・職員名簿により確認。 園長：1名 保育教諭：21名	適																																					
条例第5条	（学級の編製の基準） 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>学級数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳児</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	学級数	3歳児	2	4歳児	2	5歳児	2	合計	6	適																											
年齢	学級数																																							
3歳児	2																																							
4歳児	2																																							
5歳児	2																																							
合計	6																																							
条例第6条	（園舎及び園庭） 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。	・実地調査及び図面により確認	適																																					
	園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則。	・実地調査及び図面等により、同一敷地内であることを確認。	適																																					
	園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上。 （1） 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（㎡）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320+100×（学級数-2）</td> </tr> </tbody> </table> （2） 満3歳未満の園児数に応じ、次の規定により算定した面積 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>第7条 6 次の各号に掲げる設備の面積は、それぞれ当該各号に定める面積以上とする。 （1） 乳児室又はほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児数を乗じて得た面積 （2） 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積</p> </div>	学級数	面積（㎡）	1学級	180	2学級以上	320+100×（学級数-2）	<p>（1）の必要面積： $320+100 \times (6-2) = 720 \text{ m}^2$ （2）の必要面積：95.04 m^2 $\left[\begin{array}{l} 0 \cdot 1 \text{歳児} : 3.3 \times 18 \text{人} = 59.4 \text{ m}^2 \\ 2 \text{歳児} : 1.98 \times 18 \text{人} = 35.64 \text{ m}^2 \end{array} \right]$</p> <p>⇒ ・必要面積（（1）+（2））=815.04 m^2 ・園舎面積 = $1,527.83 \text{ m}^2$</p> <p>∴ 必要面積 < 園舎面積 ⇒ ○</p> <p style="text-align: right;">【単位：人】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>0歳</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>2・3号</td> <td>6</td> <td>12</td> <td>18</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6</td> <td>12</td> <td>18</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>216</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	1号	-	-	-	40	40	40	120	2・3号	6	12	18	20	20	20	96	合計	6	12	18	60	60	60	216
学級数	面積（㎡）																																							
1学級	180																																							
2学級以上	320+100×（学級数-2）																																							
年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計																																	
1号	-	-	-	40	40	40	120																																	
2・3号	6	12	18	20	20	20	96																																	
合計	6	12	18	60	60	60	216																																	

条例第7条	(設備の基準) 園舎には、次に掲げる設備を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。 (1)職員室 (2)乳児室又はほふく室 (3)保育室 (4)遊戯室 (5)保健室 (6)調理室 (7)便所 (8)飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備	・ 図面及び実地調査により各設備を確認 ■職員室 ■乳児室又はほふく室 ■保育室 ■遊戯室(専用) ■保健室(職員室内) ■調理室 ■便所 ■飲料水用設備 ■手洗用設備及び足洗用設備	適																								
	飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。	・ 実地調査により確認	適																								
	次の各号に掲げる設備の面積は、それぞれ当該各号に定める面積以上とする。 (1) 乳児室又はほふく室 3.3㎡に満2歳未満の園児数を乗じて得た面積 (2) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積 第7条 6 次の各号に掲げる設備の面積は、それぞれ当該各号に定める面積以上とする。 (1) 乳児室又はほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児数を乗じて得た面積 (2) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>必要面積</th> <th>実面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児室又はほふく室</td> <td>59.4㎡</td> <td>75.35㎡</td> </tr> <tr> <td>保育室又は遊戯室</td> <td>392.04㎡</td> <td>765.11㎡</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">参考(実面積)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳児室</td> <td>29.81㎡</td> </tr> <tr> <td>1歳児室</td> <td>45.54㎡</td> </tr> <tr> <td>2歳児室</td> <td>49.68㎡</td> </tr> <tr> <td>3歳児室</td> <td>132.48㎡</td> </tr> <tr> <td>4歳児室</td> <td>132.48㎡</td> </tr> <tr> <td>5歳児室</td> <td>132.48㎡</td> </tr> <tr> <td>遊戯室</td> <td>317.99㎡</td> </tr> </tbody> </table>	区分	必要面積	実面積	乳児室又はほふく室	59.4㎡	75.35㎡	保育室又は遊戯室	392.04㎡	765.11㎡	参考(実面積)		0歳児室	29.81㎡	1歳児室	45.54㎡	2歳児室	49.68㎡	3歳児室	132.48㎡	4歳児室	132.48㎡	5歳児室	132.48㎡	遊戯室	317.99㎡
区分	必要面積	実面積																									
乳児室又はほふく室	59.4㎡	75.35㎡																									
保育室又は遊戯室	392.04㎡	765.11㎡																									
参考(実面積)																											
0歳児室	29.81㎡																										
1歳児室	45.54㎡																										
2歳児室	49.68㎡																										
3歳児室	132.48㎡																										
4歳児室	132.48㎡																										
5歳児室	132.48㎡																										
遊戯室	317.99㎡																										
・ 第1項に掲げる設備のほか、園舎には、規則で定める設備を備えるよう努めなければならない。 条例施行規則 第2条 (1)放送聴取設備 (2)映写設備 (3)水遊び場 (4)園児洗浄用設備 (5)図書室 (6)会議室	(努力義務) ■放送聴取設備 ■映写設備 ■水遊び場 ■園児洗浄用設備 ■図書室(図書コーナー) ■会議室(兼応接室)	適																									
条例第8条	(園具及び教具) 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。	・ 実地調査により確認・指示済 ■ピアノ等の楽器、その他教具 ■薬箱等の設置 ■その他(AED)	適																								
条例第9条	(職員の配置の基準) 幼保連携型認定こども園には、学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。	・ クラス編成表・職員名簿等により確認	適																								

	<p>幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、別表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数を合算した数以上の数とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。</p> <table border="1" data-bbox="288 524 850 719"> <thead> <tr> <th>園児</th> <th>員数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満1歳未満</td> <td>3人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満</td> <td>6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満</td> <td>20人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満4歳以上</td> <td>30人につき1人</td> </tr> </tbody> </table>	園児	員数（人）	満1歳未満	3人につき1人	満1歳以上満3歳未満	6人につき1人	満3歳以上満4歳未満	20人につき1人	満4歳以上	30人につき1人	<p>・利用定員における必要職員数</p> <table border="1" data-bbox="879 226 1453 510"> <thead> <tr> <th colspan="2">利用定員</th> <th rowspan="2">必要職員数</th> </tr> <tr> <th>年齢</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳</td> <td>6</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>1・2歳</td> <td>30</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>3歳</td> <td>60</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>4・5歳</td> <td>120</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>216</td> <td>14.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>・職員名簿等により、交代要員等も含め21人の職員（有資格者）の雇用を確認（時間毎の平日、土曜日のシフトもチェックし基準を満たすことを確認済み）</p>	利用定員		必要職員数	年齢	人数	0歳	6	2.0	1・2歳	30	5.0	3歳	60	3.0	4・5歳	120	4.0	合計	216	14.0	適
園児	員数（人）																																
満1歳未満	3人につき1人																																
満1歳以上満3歳未満	6人につき1人																																
満3歳以上満4歳未満	20人につき1人																																
満4歳以上	30人につき1人																																
利用定員		必要職員数																															
年齢	人数																																
0歳	6	2.0																															
1・2歳	30	5.0																															
3歳	60	3.0																															
4・5歳	120	4.0																															
合計	216	14.0																															
	<p>・幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。</p>	<p>・自園調理であり、4名の調理員の雇用を確認</p>	適																														
	<p>・幼保連携型認定こども園には、規則で定める職員を置くよう努めなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="264 999 858 1171"> <tr> <td colspan="2">規則 第3条</td> </tr> <tr> <td>(1)</td> <td>副園長又は教頭</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>事務職員</td> </tr> </table>	規則 第3条		(1)	副園長又は教頭	(2)	主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭	(3)	事務職員	<p>(努力規定)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 副園長又は教頭</p> <p><input type="checkbox"/> 主幹養護教諭・養護教諭・養護助教諭</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 事務職員</p>	適																						
規則 第3条																																	
(1)	副園長又は教頭																																
(2)	主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭																																
(3)	事務職員																																
<p>条例第10条</p>	<p>(教育及び保育を行う期間及び時間)</p> <p>幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>(1) 毎学年の教育週数は、特別の事情がある場合を除き、39週を下回ってはならないこと。</p> <p>(2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。</p> <p>(3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、1日につき8時間を原則とすること。</p>	<p>・運営規程、年間行事予定表などにより確認</p>	適																														

<p>条例第11条</p>	<p>(子育て支援事業の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努めるものとする。 	<p>・下表の5つの取組のうち、①を実施する予定であることを確認</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>認定こども園法施行規則第2条各号に掲げる次の事業のうち、1つ以上を実施</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業 ② 地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業 ③ 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業 ④ 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業 ⑤ 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業 </div>	<p>適</p>
---------------	---	--	----------

令和4年度
入園のしおり



学校法人志賀学園

認定こども園 平第一幼稚園

TEL (0246) 34-2453 FAX (0246) 34-2667

〒970-0106

福島県いわき市平山崎字熊ノ宮 53-1

HP <http://www.shiga-gakuen.com>

e-mail info@shiga-gakuen.com

学校法人志賀学園 要覧

- ◎建学の精神 感性の豊かな「日本の心」を持った 真の国際人の育成
- ◎園訓 なかよく あそび あかるい子
- ◎教育目標 園生活を通じて、生涯にわたる人間形成の基礎を培い、生きる力を育成する。
- (1) 健康、安全で幸福な生活の為の基本的な生活習慣・態度を育て、健全な心身の基礎を培う。
 - (2) 人への愛情や信頼感を育て、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培う。
 - (3) 自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培う。
 - (4) 日常生活の中で言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や言葉に対する感覚を養う。
 - (5) 多様な体験を通じて豊かな感情を育て、創造性を豊かにする。

◎令和4年度 教育保育方針

～楽しい保育を続けよう～

こども第一主義(こどもの笑顔を最優先)

1. こどもたちひとりひとりに愛情を持ってかわいがり、そのこどもの育ちをよく理解する
 - *年齢に応じた「あそび」が中心の楽しい保育の提供
 - *「躰の三原則」と立腰の継続
 - ・朝の挨拶「おはようございます」
 - ・名前を呼ばれたら「ハイ」と返事する
 - ・履物を揃える、立ったら椅子を中に入れる
 - ・立腰（正しい姿勢を身に着ける）
2. こどもたちに多様な体験をさせ、感性を育てる
 - *こどもたちの関心、興味を感じ取り、楽しい保育へつなげる
 - *日本の良き伝統を伝える・・・「温故知新」日本古来の行事について、保育者自身がよく理解し、折に触れ子どもたちに伝える
日本古来の行事について、毎月園だよりにて保護者に知らせる
3. こどもにも保護者にも安心・安全な環境を整える
 - *新型コロナウイルス対応は常に意識し、感染予防を徹底する
 - ・手洗い、うがい、マスク着用、3密を避ける
 - ・おもちゃ、遊具など備品の消毒 ・教室の清掃、整理、整頓
 - ・園庭遊具の点検（危険個所の確認）
 - ・自然災害（地震、台風等）の発生に備える

ご家庭と園の連携が大事です！

【入園までのご家庭での心配り】

入園までに下記のことについて、すすめてみましょう。

- *早寝早起きの習慣をつけましょう。
- *洗顔、歯磨きの習慣をつけましょう。
- *朝食は必ず摂りましょう。
- *困ったとき、先生に言えるようにしましょう。
- *こども園の先生はお母さんと同じように優しく面倒を見てくれると話してください。

【ご家庭と園が連携して身につけていくこと】

さらにこども園ではこれからの集団生活の中で、いろいろな活動を通し、個々の育ちに添ってご家庭と連携して下記のような基本的な生活習慣を身につけていきます。

- ①挨拶をする
- ②名前を呼ばれたら返事をする
- ③後始末をきちんとする
- ④お着替えの習慣を身につける

子どもの育ちは千差万別で個人差がありますので、子どもの歩調に合わせ、焦らず育てていきましょう。

1. 入園式まで用意するもの

(すべてのお子様一覧)

準備物	年齢					
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	3号			2号・1号	2号・1号	2号・1号
掛け布団	1	1	1			
敷布団	1	1	1			
布団カバー	1	1	1			
毛布	1	1	1			
タオルケット	1	1	1			
バスタオル	1	1	1			
エプロン	2	2				
スモック			2 (自由)			
哺乳瓶	1					
ミルク	1					
オムツ	枚数は必要に応じて					
パンツ			2	1		
シャツ	2	2	2	1		
上着	2	2	2	1		
ズボン	2	2	2	1		
靴下	2	2	2	1		
上靴			1	1	1	1
上靴入れ			1	1	1	1
通園用カバン	1	1	1	園指定	園指定	園指定
手提げバッグ			1	1	1	1
防災ずきん			1	1	1	1
水筒			1	1	1	1
お手拭き用タオル			1	1	1	1
歯ブラシ			1	1	1	1
コップ			1	1	1	1

※ 乳児には明治ミルクを用意してあります。

※ 午睡用の布団は週末に持ち帰りますので、天日干しをして月曜日には持たせてください。

※ シーツ、タオル、上靴などは、週末に持ち帰りますので、洗濯をして月曜日には持たせてください。

※ 敷布団を半分に折った状態で、外側の部分の見えるところに名前を付けてください。

※ 持ち物には、必ず名前を記入してください。

(4、5ページ図参照)

(3歳児以上のお子様 ※一部 2歳児も含む)

<手提げバッグ>……………(図①)

<上靴(白)、上靴入れ> • 上靴は、図のようにかかとも名前を記入、上靴入れは、布製の巾着等のもの(図②、③)

<コップ、コップ入れ>…… • コップは割れにくいもの、コップ入れは布製の巾着のもの(図④)

<歯ブラシ>…………… • 名前を記入 歯ブラシキャップ、歯磨き粉はいりません

<お手拭き用タオル>…… • かけられるようにひもをつける(図⑤)

<お箸セット>…………… • お箸セットは、お箸、スプーン、フォークのセットを用意
• ケースの他、お箸 1本 1本、スプーン、フォークに名前を記入

<水筒>…………… • ストロー付き、または、そのまま自分で飲めるタイプのもの

<防災ずきん>……………(図⑥)

<ポロシャツ>…………… • ポケットに名札を縫いつける(図⑦)

<運動着上下>…………… • 運動着上衣は左胸に、運動着下衣は右後ろに名札を縫いつける(図⑧、図⑨)

<ショートパンツ>…………… • 右後ろに名札を縫いつける(図⑩)

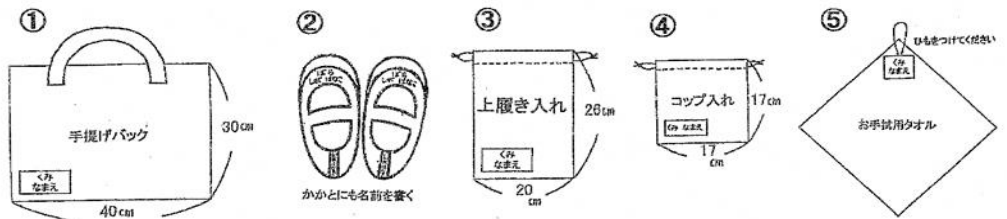
<スモック>…………… • 名札を左胸に縫いつける(図⑪)

<帽子>…………… • 名前を記入し、目印をつける(図⑫)

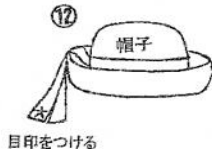
<くるるん名札>…………… • 名前は、ひらがなで記入し、クラス名は書かない(図⑬)

<カラー帽子>…………… • 帽子の内側とタレの内側に名前を記入(図⑭)

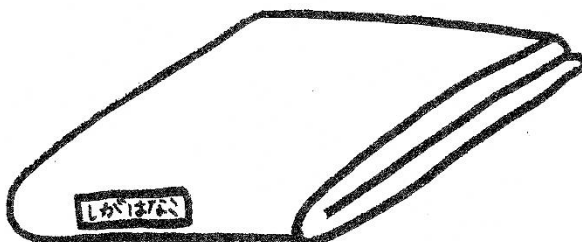
<通園カバン>…………… • 名前は、側面の名札と背負いひも(白い部分)に記入
※衣服に付ける名札は市販の布製のものを使用して下さい。



• サイズは目安ですので、それぞれの大きさに応じてご用意ください。
• それぞれ、クラス名・名前をはっきり記入してください。



(敷布団の名札の位置)



【教材の名前の書き方について】

☆名前は、ひらがな・フルネームで記入してください。

☆クラスの欄には記入しなくて結構です。(進級するとクラスが変わるため)

☆教材は、入園式・始業式当日に持ってきてください。

品名	名前の書き方	4歳児	3歳児	2歳児
お道具箱	名前の記入欄	○	○	△
クレパス	ケースの表面と1本1本	○	○	○
絵の具	ケースの表面と1本1本	○	△	△
色鉛筆	ケースの表面と1本1本	○	○	○
粘土ベラ	ケースの表面と1本1本	○	○	△
筆	洗っても落ちないように油性マジックで見えるところに	○	○	△
梅鉢	底面に油性マジックで	○	△	△
粘土板	名前の記入欄	○	○	○
はさみ	はさみとケース	○	○	△
粘土ケース	ケースのふたと底面	○	○	○
のりケース	ケースのふたと底面	○	○	△

*粘土、せいさく帳、自由画帳、おたより帳、集金袋は、園でお預かりし担任が記名します。

*ゴム印は、園で使用しますので担任がお預かりしています。

*バス・送迎ワッペンが入園式でバスコース表と一緒に渡します。

2. 服装について

- ・0～2歳児のお子様は私服、3～5歳児のお子様は、毎日制服制帽で登園させてください。
- ・3～5歳児のお子様は、登園後、スモック・ショートパンツまたは寒さに応じて運動着に着替えます。降園前に制服に着替え、制服制帽で降園します。

ただし、2号認定のお子様は、運動着で降園し、制服はカバンに入れて持ち帰ります。

※夏服(半袖ポロシャツ、夏帽子等)は、入園後4～5月頃に注文をお受けします。

3. 保育時間について

《 デイリープログラム 》

時 間	0・1・2歳児		3・4・5歳児		
	3号標準時間	3号短時間	2号標準時間	2号短時間	1号
7:30	順次登園	延長保育(早朝) (30分 800円) 8:00まで	順次登園	延長保育(早朝) (30分 500円) 8:00まで	
8:00	受け入れ・視診		順次登園		
9:00	あそび	排泄・手洗い	所持品の始末		
	おやつ		自由保育		
10:00	日光浴	あそび	排泄・手洗い		
	授乳・離乳食		設定保育		
11:00	昼食	昼食			
12:00	午睡準備	午睡			
12:30	午睡	自由保育・設定保育			
13:00					
14:00	目覚め		合同保育		順次降園
14:30	排泄・手洗い		おやつ		預かり保育 おやつ あそび (1回700円) 17:00まで
15:00	おやつ	おやつ	おやつ		
16:00	あそび	順次降園	あそび	順次降園	
17:00	延長保育 (月～金) (30分800円) 18:30まで		延長保育 (月～金) (30分500円) 18:30まで		
18:30	順次降園		順次降園		

・1号認定のお子様の保育時間は、4時間（10：00～14：00）、2号・3号短時間認定のお子様は、8時間（8：00～16：00）、2号・3号標準時間認定のお子様は、11時間（7：30～18：30）となっております。

・早朝保育、延長保育ご希望の方は、お知らせください。

◇休園日について◇

・日曜日 ・祝日 ・年末年始（12/29,30,31,1/1,2,3） ・自然災害等で園長が休園と定めた日

*1号認定のお子様は、その他に土曜日、行事の振替休業日、長期休業（夏休み、冬休み、春休み）があります。

4. 登園、降園について

◇園バスご利用の方へ(1号認定のお子様)◇

- バスご利用の方には、入園式にてバス時刻表とバスワッペンをお渡しします。
- 決められたところで、決められた時間に待っていてください。
- 欠席の連絡は、当日の朝7：10まではメールで、7：10以降は8：00までに平第一幼稚園（34-2453）に電話にてご連絡ください。
- バスを待たせないようにご協力お願いします。
- 交通状況により、多少の時間のずれがありますが、ご了承ください。
- 指定場所以外では、乗降り出来ませんのでご了承ください。
- 当日のバスの変更は、お子様が混乱しますので、急用以外は極力控えてください。
- 下記の行事のときは、ご家庭による送迎になります。

*入園式 *親子遠足 *ファミリープレイデー *運動会
*かみね動物園遠足(さくら組のみ参加 いわき駅まで保護者送迎)
*生活発表会 *コンサート *卒園式

◇ご家庭による送迎の方へ◇

- 交通安全に留意して、送迎をしてください。
- 1号認定、2号・3号短時間認定のお子様の登園は8：00から、2号・3号標準時間認定のお子様は、7：30からお預かりします。登園は9：00までをお願いします。
- 1号認定の方のお子様のお迎えは、ばら組は14：05～14：15、すみれ組は14：15～14：25、さくら組は14：25～14：35までに降園が終了できるように、ご協力お願いします。14：35を過ぎますと、自動的に預かり保育になります。
- 降園バスは、14：00にこども園を出発しますので、お迎えの方は、14：05からお願いします。また、園バスが出発するまで、幼稚園前駐車場には駐車しないようにしてください。できるだけ志賀学園駐車場をご利用いただきますようご協力お願いします。
- 2号・3号短時間認定のお子様は16：00までに、2号・3号標準時間認定のお子様は、18：30までにお迎えをお願いします。

◇◇ お 願 い ◇◇

- * 保護者の方が来園するときには、指定されたネームホルダーを着用してきてください。
 - * 保護者以外の方がお迎えに来られるときには、必ず前もってご連絡ください。
 - * 両親以外の方がお迎えに来られるときもネームホルダーは着用してきてください。
- 複数必要な方は、購入できますのでお申し出ください。（1個 150円）

5. 昼食について

- 全園児、完全給食となっております。
- 3～5歳児のお子様は、お箸、スプーン、フォークのセットを毎日持たせてください。
- 0～2歳児のお子様は、園のスプーン、フォークを使用しますので、お箸セットの準備はいりません。ただし、ご家庭でお箸を使用されているお子様は、必要に応じてお箸セットを持たせていただいても構いません。
- 給食の献立は、毎月園だよりと一緒にプリントにて配布します。
- 3号認定のお子様には午前と午後、2号認定及び預かり保育希望のお子様には午後、間食がです。

6. 持ち物について

- お子様のものには、どんな小さなもの（下着や靴下、ハンカチなど）にも、名前をはっきりと記入してください。
- おもちゃなどは園に持たせないようお願いします。カバンにつけるキーホルダー等はトラブルの原因や落し物になりやすいので、目印として1個だけつけるようにしてください。
- ポケットには記名したハンカチを毎日持たせてください。トイレには衛生面を考慮し手拭を用意していませんので、忘れないようにしてください。
- 歯ブラシ、コップ、お手拭きタオル、お箸セットは、毎日持ち帰りますので、洗って翌日持たせてください。
- スモック、ショートパンツ、運動着、上靴は週末に持ち帰りますのでお洗濯をして月曜日に持たせてください。使用したショートパンツ、運動着は毎日持ち帰りますので、洗濯したものを翌日持たせてください。スモックは、週末以外にも使用しましたら持ち帰りますので、洗濯したものを翌日持たせてください。
- 水筒に水またはお茶を入れて持たせてください。夏の暑い時期（7月～9月）は、経口補水液（ポカリスエットやアクエリアスなど）、冬の時期（12月～3月）は、感染症予防のため、うがいも兼ねて緑茶を入れていただくようになります。
- 3.4.5歳児のお子様の洋服、下着などが汚れた時は、園で水洗いをして持ち帰りますので、翌日替えの衣類を持たせてください。
- 0.1.2歳児のお子様の汚れた衣類は、園で洗濯をし、お持ちいただいている衣類と交換しながら使用します。

7. 預かり保育について(1号認定のお子様)

	時 間	料 金 (1回)
預かり保育(平日)	14:30 +0~17:00	700円
預かり保育(午前保育)	11:00~17:00	700円 給食費 380円
長期休暇保育は、「終日預かり保育」を行っています。 ※ご両親の都合が悪く、保育を必要とされる場合にご利用ください。		
終日預かり保育	8:00~17:00	1,500円 給食費 380円

*預かり保育(平日)をご希望の場合、メールシステムにてお申し込みください。月末に利用回数を集計し、集金させていただきます。

◎預かり保育を行わない日

- ・土曜日、日曜日 ・祝日 ・入園式 ・卒園式 ・新年度準備(4/1)
- ・お盆(8/13・14・15・16) ・年末年始(12/29・30・31・1/1・2・3)

8. その他

(1) 保護者連絡網について

園ではインターネットや携帯電話の普及に伴い、「メールによる保護者連絡網」を導入しています。園からの緊急連絡はもとより、行事の連絡事項など広く活用し、保護者の皆様により明確に情報を提供しています。

メールアドレスを登録していただき、緊急連絡について迅速にお知らせをしたいと思います。

(2) ホームページ等について

園の情報提供はインターネットのホームページにて行っています。

園のお知らせ等を載せているほか、写真にて行事の様子や子ども達の保育の様子を楽しくご覧いただいております。個人情報保護法により、保護者の皆様から承諾書をいただいております。お子様の写真掲載をご希望されない方は、承諾書にその旨を記入しお知らせください。

(3) 薬の服用について

園での薬の服用は、誤飲防止のため、お受けできませんのでご理解ください。

医師の判断でどうしても園で服用しなければならない場合は園まで相談ください。

沿 革

◇◇◇ 学校法人 志賀学園 ◇◇◇

	(仮)認定こども園 平第一幼稚園	松の実こども園	久之浜こども園	並木幼稚園
開園	令和4年4月	平成31年4月	平成29年4月	昭和61年4月
定員	216名	219名	99名	240名
住所	いわき市平山崎 字熊ノ宮53-1	いわき市常磐松久 須根町内田1-1	いわき市大久町 小久字連郷15-1	郡山市並木5丁目 14-53
電話	(0246) 34-2453	(0246) 29-2255	(0246) 82-3127	(024) 922-7270
園長	志賀 達生	小泉 真美	青木 孝子	渡部 栄城

◇◇◇ 社会福祉法人 松涛会 ◇◇◇

	蛭保育園	梅香保育園	特別養護老人ホーム 亀齢荘	軽費老人ホーム 恕宥荘	養護老人ホーム 徳風園
開園	昭和53年4月	昭和29年	平成2年4月	平成11年4月	平成17年4月
定員	140名	130名	80名	20名	100名
住所	平山崎 字熊ノ宮42	平字梅香町 3-8	平山崎 字熊ノ宮30	平山崎 字熊ノ宮38	平下高久字 中谷地58-1
電話	(0246) 34-7654	(0246) 23-4097	(0246) 34-7080	(0246) 34-2000	(0246) 98-2100
責任者	園長 久保木勢津子	園長 志賀南恩福	施設長 渡辺 義典	所長 渡辺 義典	施設長 鈴木 正一

